

令和2年11月30日
開会17時45分

○江上議長

皆様こんばんは。議員各位におかれましては、遅い時刻の招集にも拘らず、ご出席頂き有難うございます。本日の臨時会は、宗像地区事務組合議会会議規則第9条第2項に基づき、会議時間を午後5時45分から議事終了までと変更して、会議を行いたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ご異議なしと認めます。それではまず、定足数の確認を致します。議員定数16人中、只今の出席議員は16人で定足数に達しております。従いまして、令和2年第3回宗像地区事務組合議会臨時会は成立しましたので、ここに開会致します。

さて、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日の会議における発言は、特に簡潔、明瞭に行って頂きますよう、ご協力ををお願い致します。それでは、直ちに会議を開きます。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、会議事件説明のため、伊豆組合長始め、関係職員各位の出席を求めております。本日の議事日程は、事前に配付したとおりでございます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定に基づき、13番・岡本議員、14番・米山議員を指名致します。

日程第2「会期の決定について」を議題と致します。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ご異議なしと認めます。従いまして、会期は、本日1日限りと決定致しました。

日程第3 「諸報告」を行います。伊豆組合長から、令和2年第3回臨時会招集にあたり、挨拶ならびに報告事項があれば受けます。伊豆組合長。

○伊豆組合長

皆様には本臨時会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。本日、令和2年第3回議会臨時会の開催に当たり、諸報告と提案説明を申し上げます。諸報告につきまして、まずは、鳥インフルエンザに関し、水道水の安全性について報告をいたします。皆様ご承知のとおり、11月25日、宗像市内の養鶏場において、鳥インフルエンザの感染が確認されました。感染確認後、ただちに防疫措置が行われ、28日に完了しております。

当組合における水道水の安全性につきましては、感染が確認された当日から、県水道整備室と連携し、水道施設をはじめ、水道水源、浄水処理の状況等の確認を行い、安全であることを確認しております。地域住民の皆様方には、当組合ホームページにて、水道水は安全である旨、掲載するこ

とで、周知を図っております。議員の皆様方におかれましては、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、本日提案する議案について説明いたします。本日提案の3件の議案は、いずれも令和2年の人事院の職員の給与の改定に関する勧告を受けた事によるものでございます。

第33号議案は、人事院の勧告に伴い、給与条例等の一部を改正するものです。

第34号議案及び第35号議案は、給与条例等の改正を踏まえ、一般会計及び水道事業会計において、それぞれ期末手当等人件費の予算を補正するものです。

以上、いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議を頂きまして、議決を賜りますようお願い申し上げまして、諸報告とさせて頂きます。

○江上議長

日程第4 第33号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

○力丸事務局長

第33号議案について説明をいたします。議案書の33ページをお開きください。

第33号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」上記の条例案を次のとおり提出する。令和2年11月30日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子。提案理由 令和2年の人事院の職員の給与の改定に関する勧告を受け、宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例及び宗像地区事務組合会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものである。

改正の内容については、本日、机上に別途お配りしました、第33号議案関係資料で説明いたしますので、そちらをご覧ください。今回の改正は、期末・勤勉手当の支給割合の改定です。民間の支給割合との均衡を図るため、年間の支給割合を、現行4.5月から0.05月分引き下げ、4.45月に改定するものです。なお、この引き下げ分0.05月は、民間の支給状況を踏まえ、期末手当の支給割合に反映します。資料の表をご覧ください。

令和2年度改正前、令和2年度改正後、及び令和3年度以降の支給割合を示しております。一般職の令和2年度改正後については、12月の期末手当の支給割合を0.05月引き下げ、年合計支給割合を4.45月といたします。令和3年度以降については、引き下げ分0.05月を期末手当の6月分と12月分、それぞれ0.025月分引き下げ、年合計支給割合を4.45月といたします。

なお、会計年度任用職員につきましては、令和2年度については引き下げを行わず、令和3年度以降については、一般職と同様、引き下げ分0.05月を期末手当の6月分と12月分とにそれぞれ0.025月分引き下げ、年合計支給割合を4.45月といたします。これは、会計年度任用職員は、1会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職であり、年度毎に給与や休暇等の任用の要件を定めた上で採用する事から、令和3年度から勧告に準じた要件として採用する事が適当と判断した為です。なお、これらの改正は、一般職につきましては、人事院勧告及び福岡県、宗像市、福津市と同様、会計年度任用職員につきましては、福岡県及び宗像市、福津市と同様の措置となっております。以上で、第33号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○江上議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。岩岡議員。

○岩岡議員

1点質問させていただきます。この措置には消防職員の皆さんのお給料にも反映されるということで間違いないでしょうか。

○江上議長

力丸事務局長。

○力丸事務局長

一般職の給与改定に伴いましては、消防職員 141 名と、公営企業会計職員プロパー職員 2 名です。我々は市の派遣職員ですから該当していません。以上です。

○江上議長

他にありませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので質疑を終結します。次に本案に対する討論を受けます。まず、本案に反対の議員の発言を許します。次に、賛成の議員の発言を許します。岩岡議員。

○岩岡議員

本議案について賛成の立場で討論いたします。まず新型コロナウイルスの影響で、実体経済を見れば、中小零細を中心ボーナス全額カットだというような企業も多く存在しています。また、自ら命をかけて、新型コロナウイルスの患者を救う、職務にあたられた医療従事者の方などにおいても、大幅なボーナスカットが行われているという状況を耳にしております。そんな中で、今回、人事院から勧告された内容がボーナスの僅か 0.05% 引下げというのはいささか民間とは少し違うんじゃないかなというところは指摘をしてまいりたいというふうに思います。

この点からするとこの議案においては、今回の人事院勧告が、やはりほんの一部の大企業にしか目を当てていないということ、それからまた、これらによって実際に経済に影響を及ぼした 4 月以降、経済状況を加味せずに捻出したものだという意味ではですね、それに準拠した本議案は、一般論としては、一般市民の理解を得られるものではないというふうに指摘をしたいというふうに思います。

しかしながら、本議案においては消防職員の皆様のお給料を反映されてるということでござります。消防職員の皆様に関しては、現業の皆様であります、本質論的にはそこに左右されるべきではないのかなというところもありますし、日々、昼夜を分かたず、市民の命を守られてるという職務にあたられてるということに非常に敬意を表したいというふうに思います。その両面から考えた場合ですね、この 0.05%、引下げは合理的な範囲なのではないかということを指摘させていただきまして、賛成とさせていただきたいと思います。

○江上議長

次に反対の議員の発言を許します。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結いたします。これより第 33 号議案について、採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成多数)

○江上議長

賛成多数です。従いまして、第 33 号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。次に、日程第 5 第 34 号議案「令和 2 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。執行部に提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

○力丸事務局長

第 34 号議案について説明をいたします。議案書の 34 ページをお開きください。令和 2 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 3 号）について 令和 2 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。令和 2 年 11 月 30 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆美沙子。本補正予算につきましては、人事院勧告に鑑み、職員の期末手当等の減額を行うものです。一般会計補正予算書（第 3 号）1 ページをお願いします。歳入歳出予算の補正第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。今回の補正は、歳出予算の内訳のみを増減する補正であり、予算総額の増減はありませんので、このような記載としております。補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。

歳出の説明をいたします。6、7 ページをお開きください。4 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費は、補正前の額 16 億 8,225 万 8 千円に対し、347 万 7 千円を減額し、16 億 7,878 万 1 千円とあります。内訳としまして、3 節職員手当等を 299 万 4 千円、4 節共済費を 48 万 3 千円、減額しております。3 節は、消防職員に係る期末手当の減額です。4 節は、期末手当の減額に伴う共済組合短期負担金等の減額です。期末手当の減額幅は人事院勧告に鑑み、0.05 月分です。6 款予備費、1 項予備費、1 目予備費は、補正前の額 2,794 万 2 千円に対し、347 万 7 千円を増額し、3,141 万 9 千円とするものです。今回は減額する人件費と同額を予備費で、増額する補正とさせていただいております。以上で令和 2 年度宗像地区事務組合一般会計会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○江上議長

本案に対する質疑をうけます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。これより第 34 号議案について、採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成多数)

○江上議長

賛成多数です。従いまして、第 34 号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 6 第 35 号議案「令和 2 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。力丸事務局長。

○力丸事務局長

第 35 号議案について説明をいたします。議案書の 35 ページをお開きください。

令和 2 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 3 号）について 令和 2 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。令和 2 年 11 月 30 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子。本補正予算につきましては、第 34 号議案と同様に人事院勧告に鑑み、職員の期末手当等の減額を行うものです。水道事業会計補正予算書 1 ページをお開きください。まず、第 2 条につきましては、予算の第 3 条に定めており、収益的支出の第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用を 5 万 5 千円減額補正いたしまして、水道事業費用合計で 54 億 5,110 万 1 千円とするものでございます。

第 3 条につきましては、予算第 7 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を 5 万 5 千円減額補正し、2,758 万 7 千円とするものでございます。詳細につきましては、12 ページからの事項別明細書に沿って、後ほど説明いたします。

次に 3 ページをお開きください。予定キャッシュ・フロー計算書です。この表は、一会計期間におけるキャッシュ・フローを業務活動、投資活動、財務活動の 3 つに区分して表示したものでございます。最下段の資金期末残高は、57 億 4,083 万 5,178 円となる予定でございます。

次に 10 ページ、11 ページをお開きください。令和 2 年度末時点の、予定貸借対照表を掲載しております。資産合計、負債資本合計それぞれ 387 億 8,267 万 7,835 円となる予定でございます。

12 ページ、13 ページをお開きください。事項別明細書でございます。支出の部では、1 款 1 項営業費用、4 目総係費、3 節手当を 3 万 5 千円減額補正し 565 万 5 千円、4 節賞与引当金繰入額を 1 万 3 千円減額補正し 170 万 9 千円、5 節法定福利費を 7 千円減額補正し 577 万 5 千円とするものでございます。期末手当の減額幅は人事院勧告に鑑み、0.05 月分でございます。

以上で、令和 2 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○江上議長

本案に対する質疑をうけます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、質疑を終結します。次に本案に対する討論を受けます。ご意見ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ないようですので、討論を終結します。これより第 35 号議案について、採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成多数)

○江上議長

賛成多数です。従いまして、第 35 号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。なお、本会議中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定に基づき、議長にご一任頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○江上議長

ご異議なしと認めます。従いまして、字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長にご一任頂くことに決定致しました。以上をもちまして、本日予定しておりました、議事日程は、すべて終了しましたので、令和 2 年第 3 回臨時会を閉会致します。お疲れさまでございました。

閉会 18 時 06 分